

## 札幌市公文書管理審議会の所掌事務と運営について

### 1 設置根拠

(札幌市公文書管理条例第32条第1項)

「公文書の管理に係る施策の適正かつ円滑な実施を図るため、札幌市公文書管理審議会（以下「審議会」という。）を置く。」

### 2 所掌事務

(1) 条例に規定される市長の諮問を受けた調査審議（条例第32条第2項）

ア 異議申立てに関する諮問（条例第26条第1項）

特定重要公文書（実施機関から市長に移管された市政上重要な文書）の利用決定等に対する異議申立てを受けた市長が行う諮問

イ 特定重要公文書の廃棄に関する諮問（条例第29条第2項）

特定重要公文書を市長が廃棄する際の諮問

(2) その他公文書の管理に係る施策に関する重要な事項（条例第32条第3項）

(1)は平成25年度以降（公文書館開設後）に発生する諮問

今回の諮問事項である「公文書のライフサイクルを通じた適切な文書管理施策の在り方について」は(2)の事項として諮問

### 3 当面想定している審議事項と各答申をいただく時期（予定）

(1) 保存期間基準について・・・H24年11月

(2) 重要公文書の選別基準について・・・H24年11月

(3) 文書廃棄の在り方について・・・H25年2月

その他、特定重要公文書の審査基準や私文書の受入れ基準等の公文書管理に関する重要事項についても調査審議いただくことを想定